

**埼玉県特定再生資源屋外保管業
許可申請等の手引き**

令和7年1月

埼玉県環境部産業廃棄物指導課

凡 例

この手引きの中で単に「条例」「規則」「要領」とあるのは、それぞれ以下の条例等を指します。

- 条例：埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例
- 規則：埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例施行規則
- 要領：埼玉県特定再生資源屋外保管業の許可に関する手続等を定める要領
- 審査基準：埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例に基づき許可申請に係る審査基準

目 次

I	はじめに	2
II	特定再生資源屋外保管業の概要	3
III	許可申請等手続について	4
	1 営業届出によるみなし許可について	
	2 事前協議	
	【1】計画書の提出について	
	【2】確認結果の通知の受領について	
	【3】関係住民への周知について	
	【4】報告書の提出について	
	【5】措置確認通知の受領について	
	3 許可申請	
	【1】許可申請の種類について	
	【2】許可の基準について	
	【3】申請書について	
	【4】申請手数料について	
	【5】申請書の提出方法及び提出先について	
	【6】使用前検査について	
	【7】処分の指令書・許可証の交付について	
	4 特定再生資源屋外保管業許可事務のフロー	
IV	事業開始後	19
	1 各種届出	
V	罰 則	20
VI	その他	20

I はじめに

製品等として使用した後に再資源化のために取引される金属及びプラスチックの保管及び破碎等について必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的として、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例を制定し、令和7年1月1日から施行しました。

この条例により、施行日以降に新たに県内（条例第32条第2項及び規則第24条の規定により適用除外となる市町村（以下「適用除外区域」）という。）を除く。）で特定再生資源（金属スクラップ、プラスチック類、雑品スクラップ）を屋外で保管する事業（特定再生資源屋外保管業）を行う場合には、あらかじめ埼玉県知事に申請をし、許可を受けることとなりました。

また、既に許可を受けている者が、許可期間（5年）を更新する場合や、一定の事業内容を変更する場合にも、許可申請が必要となります。

この資料は、埼玉県特定再生資源屋外保管業の規制に関する条例、規則及び要領により定められた申請手続きに関して、申請をされる方向けの手引きとして作成されたものです。

なお、以下の適用除外区域ではそれぞれの自治体の独自条例があるため、これらの自治体で特定再生資源屋外保管業を行う場合には、各自治体の担当課にお問い合わせください。

【適用除外区域】

○さいたま市

担当課 さいたま市環境局資源循環推進部産業廃棄物指導課

電 話 048-829-1608 [直通]

住 所 さいたま市浦和区常盤6-4-4

○越谷市

担当課 越谷市環境経済部廃棄物指導課

電 話 048-963-9188 [直通]

住 所 越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

Ⅱ 特定再生資源屋外保管業の概要

1 特定再生資源

(1) 特定再生資源に該当する物品

条例では、次に掲げるもの（これらが破砕され、切断され、圧縮され、又は解体されたものを含む。）を「特定再生資源」と定義しています。

- ① 使用を終了し※1、収集された製品（金属又はプラスチックが使用されているものに限る。）
- ② 収集された金属又はプラスチック（製品の製造、加工、修理又は販売、土木建築に関する工事その他の人の活動に伴い副次的に得られたもの※2に限る。）

※1 「使用を終了し」とは、製品としての本来の用途での使用が終了していることをいい、再使用を目的として取引されている物品や、修理するために回収された製品は、これに該当しません。（古物営業法など、他の法令等による規制の対象となる場合があります。）

※2 「人の活動に伴い副次的に得られたもの」とは、いわゆる“副産物”のことであり、例えば、製品の製造等に伴う副産物としては、金属の削りかす、樹脂ダンゴと呼ばれるプラスチック製品の成形過程で発生する不要物、型抜き後の鉄板等の端材、規格外となり出荷できなかった材料などが、土木建築に関する工事に伴う副産物としては、廃材となったH鋼、鉄筋などが該当します。

特定再生資源の該当・非該当については、収集者の主観のみに基づいて判断するものではなく、取扱いや流通状況の実態などによって、客観的に判断されます。

(2) 規制対象外となる物品

次に掲げる物品については、他の法令による規制を受けていることから、前記（1）の定義に該当する物品であっても、規制対象外となります。

①	廃棄物	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項
	使用済自動車、 解体自動車	使用済自動車の再資源化等に関する法律第121条の規定により廃棄物とみなされるもの。
②	有害使用済機器	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第17条の2第1項
③	放射性物質及びこれによって汚染された物	

Ⅲ 許可申請等手続について

1 営業届出によるみなし許可について (条例施行前から事業を行っていた場合)

令和6年12月31日までに特定再生資源屋外保管業を行っていた者については、引き続き県内で特定再生資源屋外保管業を行う場合は、令和7年6月30日までに県に営業届出を行う必要があります。

営業届出の様式と記入例は、環境部産業廃棄物指導課のホームページからダウンロードできます。(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/saiseisigen/20240712.html)

記入例を参考に、特定再生資源屋外保管事業場の所在地を管轄する環境管理事務所に提出してください。

2 事前協議

(条例施行後、新たに事業を開始する場合や、許可に係る事項を変更する場合)

【1】計画書の提出

埼玉県内（適用除外区域を除く。）において、金属やプラスチックを屋外で保管するなどの事業（特定再生資源屋外保管業）を新たに行おうとする方（事業計画者）は、申請に先立って「特定再生資源屋外保管業計画書」を提出することとなります。

また、許可（みなし許可を含む。）を取得した方が、その許可に係る事項（条例第8条第2項第2号から第6号までに掲げる事項。ただし、規則で定める軽微な変更を除く。）を変更する場合も、同様に事業計画者として、申請に先立ち「特定再生資源屋外保管業計画書」を提出することとなります。

計画書の提出先は 産業廃棄物指導課 審査担当 です。

ただし、既に許可を受けている法人（みなし許可を受けた者を除く。）の合併、分割又は事業譲渡等が行われた場合において、従前法人の許可の内容を変更することなくそのまま引き継いで事業を行う者（合併等事業者）の場合等、計画書の提出が不要となる場合がありますので、詳しくは産業廃棄物指導課審査担当にお問い合わせください。

なお、手続きを円滑に進めるため、県は、事業計画についての事前相談を計画書の作成前にお願ひしておりますので、ご協力をお願いいたします。

【2】確認結果通知の受領について

特定再生資源屋外保管業計画書の提出後、県は計画書の内容を確認した後に、事業計画者へ「確認結果」を通知します。

確認結果の記載内容を踏まえて、許可申請手続を進めてください。

【3】関係住民への周知について

事業計画者及び合併等事業者は、許可申請書の提出前に、条例第7条の規定による住民への周知を行う必要があります。

対象となる住民の範囲は、特定再生資源屋外保管事業場の敷地境界線から水平距離が300メートル以内の区域（特定区域）に居住する者です。

住民への周知は、原則日本語で行うこととし、住民が説明内容を理解できるよう適切に配慮することが必要です。（審査基準 第3 1(1)）

関係住民への周知は、確認結果通知の通知日の翌日から起算して2年以内、合併等事業者は説明会等実施報告書（後述）の提出日前2年以内に行います。（要領第4条第1項）

周知する事項は以下のとおりです。（規則第3条）

- | |
|--|
| ① 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の氏名又は名称及び法人にあっては、その代表者の氏名 |
| ② 特定再生資源屋外保管事業場の所在地及び敷地面積 |
| ③ 特定再生資源屋外保管事業場の構造及び設備 |
| ④ 保管物の区分（金属スクラップ、プラスチック類、雑品スクラップ） |
| ⑤ 保管物を積み上げる高さ |
| ⑥ 破砕等をする場合にあっては、当該破砕等の種類 |
| ⑦ 特定再生資源屋外保管業の開始予定年月日 |
| ⑧ 特定再生資源屋外保管業を行おうとする者の連絡先の電話番号 |
| ⑨ その他知事が定める事項※ |

※ 令和7年1月1日現在、定めているものはありません。今後定める場合があります。

周知の方法は以下の3つのものがあります。（規則第2条）

方法	周知・実施期間
① 説明会の開催	説明会の開催の周知に当たっては、多くの住民が参集できるよう十分適切な周知期間が設けられていること。 （審査基準第3 1(2)イ）
② 書面の配布	書面の配布を完了した日から申請の日までに2か月以上 （審査基準第3 1(3)イ）
③ 掲示・インターネットでの公開	掲示及び公開した日から申請の日までに3か月以上 （審査基準第3 1(4)イ）

②、③の方法により住民への周知を行った場合は、説明会を開催しない事由を記した書面を作成し、説明会等実施報告書（後述）に添付してください。（要領第4条第3項）

なお、説明会を開催しない事由としては、以下の場合が考えられます。

- ・ 特定区域内に居住する住民の総意として、住民説明会以外の周知方法を求める旨の意思表示がなされている場合
- ・ 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能である場合
- ・ 事業計画者、合併等事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによつて説明会を円滑に開催できない場合

【4】報告書の提出について

事業計画者は、確認結果通知に記載された必要な措置への対応が完了した場合、措置への対応結果について記載した書面（「確認結果通知対応報告書」）を県に提出してください。

また、事業計画者及び合併等事業者は、説明会等を行った場合、その実施結果を記載した書面（「説明会等実施報告書」）を県に提出してください。

【5】措置確認通知の受領について

県は、確認結果通知対応報告書と説明会等実施報告書の内容を確認した後、事業計画者や合併等事業者に通知します。この通知の受領後に、申請書を提出することとなります。

なお、報告書の内容によっては、県は通知を送らずに、事業計画者に対し、再度対応等を行うよう指示する場合があります。

3 許可申請

【1】許可申請の種類について

新規許可（事前協議【要】）

以下に該当する場合には、新規許可の手続が必要です。

- ① 埼玉県内において、新たに一定規模以上（特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積が100平方メートル超）の特定再生資源屋外保管業を行おうとする場合
- ② 許可を受けている個人事業主が法人を設立して事業を行う場合
- ③ 許可を受けている法人が吸収合併等により消滅し、存続法人が引き続き業務を行う場合

変更許可（事前協議【要】）

許可を取得した者が、以下に該当する変更をする場合は、変更許可申請をしてください。

- ① 特定再生資源屋外保管事業場の所在地の変更
- ② 特定再生資源屋外保管事業場の敷地面積の増大
- ③ 特定再生資源の保管の場所の面積の増大
- ④ 保管物を積み上げる高さの増大
- ⑤ 標準作業書に係る変更であって、周辺地域の生活環境に対する影響が増大するもの
- ⑥ 保管物の区分の変更
- ⑦ 破砕等の種類及び方法並びに破砕等の作業の方法及び手順の変更
- ⑧ 破砕等の用に供する設備の種類及び設置場所の変更、数量の増加、又は能力の増大

なお、許可を受けている事業内容を変更する場合には、内容によって変更許可申請書もしくは変更届出書の提出が必要となりますが、手続きを円滑に進めるため、事前に産業廃棄物指導課又は各環境管理事務所に御相談ください。

更新許可（事前協議【不要】）

許可を取得した者は、5年の期間ごとに許可の更新をしなければ、その期間の経過によって、その効力を失います。

許可の有効年月日の3か月前を目安に、特定再生資源屋外保管事業場の所在地を管轄する環境管理事務所の受付窓口に予約した上で、許可の更新の申請をしてください。

【2】許可の基準について

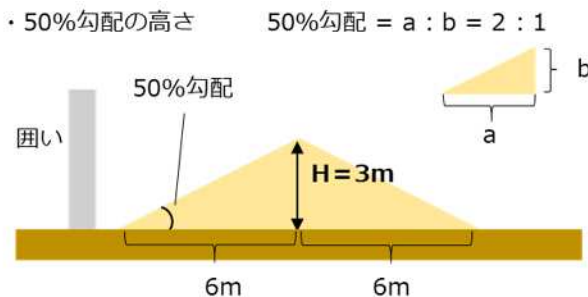
(1) 特定再生資源屋外保管業の計画の基準（条例第9条第1項第1号関係）

特定再生資源屋外保管業の計画が次に掲げる基準に適合するものであること。

ア 保管物の崩落又は飛散及び事業場における火災の発生又は延焼を防止するため、積み上げられた保管物の高さが次に掲げる場合の高さを超えないようにすること。

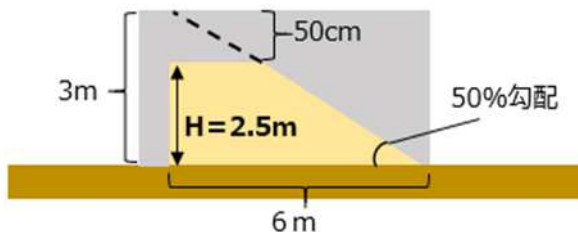
金属スクラップ、プラスチック類の場合（規則第10条第1項）

- 1) 保管の場所の囲いに保管物の荷重が直接かからない構造である場合、50%勾配の高さ。



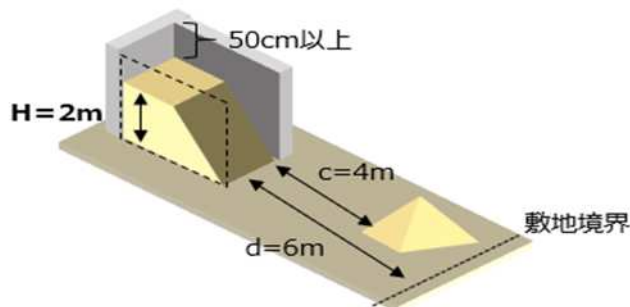
- 2) 保管の場所の囲いに保管物の荷重が直接かかる構造である場合、囲いの高さから50cm引いた高さ（以下「基準線」という。）又は50%勾配の高さのうちいずれか低いもの。

・ (囲いの高さ - 50cm) 又は (50%勾配の高さ) のうちいずれか低いもの



- 3) 保管の場所の三方の囲いに保管物の荷重が直接かかる構造である場合、特定再生資源屋外保管業の用に供する施設又は事業場の敷地境界線への距離のうち最小のものの2分の1に相当する高さ若しくは基準線の高さのうちいずれか低いもの。

・ 特定再生資源屋外保管業の用に供する施設の距離 (c)
又は敷地の境界線への距離 (d) のうち最小のもの
の2分の1に相当する高さ ($H = (c \text{ 又 } \pm d) / 2$)



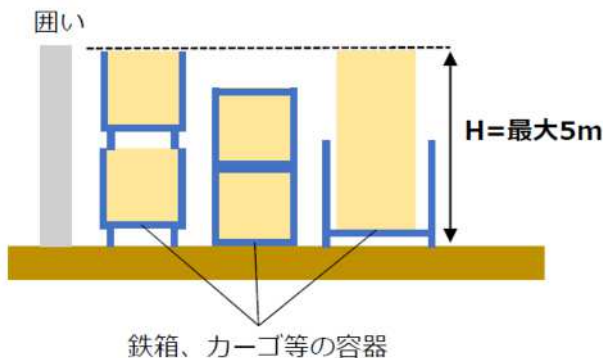
雑品スクラップの場合（規則第10条第2項）

- 1) 保管の場所の囲いに保管物の荷重が直接かからない構造である場合、50%勾配の高さ又は5mのうちいずれか低いもの
- 2) 保管の場所の囲いに保管物の荷重が直接かかる構造である場合、基準線の高さ、50%勾配の高さ又は5mのうちいずれか低いもの
- 3) 保管の場所の三方の囲いに保管物の荷重が直接かかる構造である場合、定再生資源屋外保管業の用に供する施設又は事業場の敷地境界線への距離のうち最小のもの2分の1に相当する高さ、基準線の高さ、又は5mのうちいずれか低いもの

容器を用いて保管する場合（規則第10条第3項）

規則第10条第1項（金属スクラップ、プラスチック類の保管の高さ）、規則第10条第2項（雑品スクラップの保管の高さ）の規定にかかわらず、以下の高さ。

- 1) 保管の場所の囲いに保管物の荷重が直接かからない構造である場合の保管の高さは、5m



- 2) 保管の場所の囲いに保管物の荷重が直接かかる構造である場合、基準線の高さ、50%勾配の高さ又は5mのうちいずれか低いもの
- 3) 保管の場所の三方の囲いに保管物の荷重が直接かかる構造である場合、特定再生資源屋外保管業の用に供する施設又は事業場の敷地境界線への距離のうち最小のもの2分の1に相当する高さ、基準線の高さ又は5mのうちいずれか低いもの

イ 火災の発生又は延焼を防止するため次に掲げる措置を講ずること。

- 1) 保管物がその他の物と混合するおそれのないように他の物と区分して保管すること。
- 2) 保管物に電池、潤滑油その他の火災の発生又は延焼のおそれがあるものが含まれる場合にあっては、技術的に可能な範囲でこれらを適正に回収し、処理すること。
- 3) 保管の単位の面積を200㎡以内にすること。
- 4) 隣接する保管物の間隔は2m以上とすること（火災による延焼を防ぐに足りる仕切りが設けられている場合を除く。）。

ウ 保管等の場所から保管等に伴って生じた汚水又は油が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。

エ 保管等に伴う騒音又は振動によって生活環境の保全上の支障が生じないように必要な措置を講ずること。

オ 特定再生資源屋外保管事業場において、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように必要な措置を講ずること。

(2) 特定再生資源屋外保管事業場の基準（条例第9条第1項第2号関係）

特定再生資源屋外保管事業場が、次のいずれにも該当するものであること。

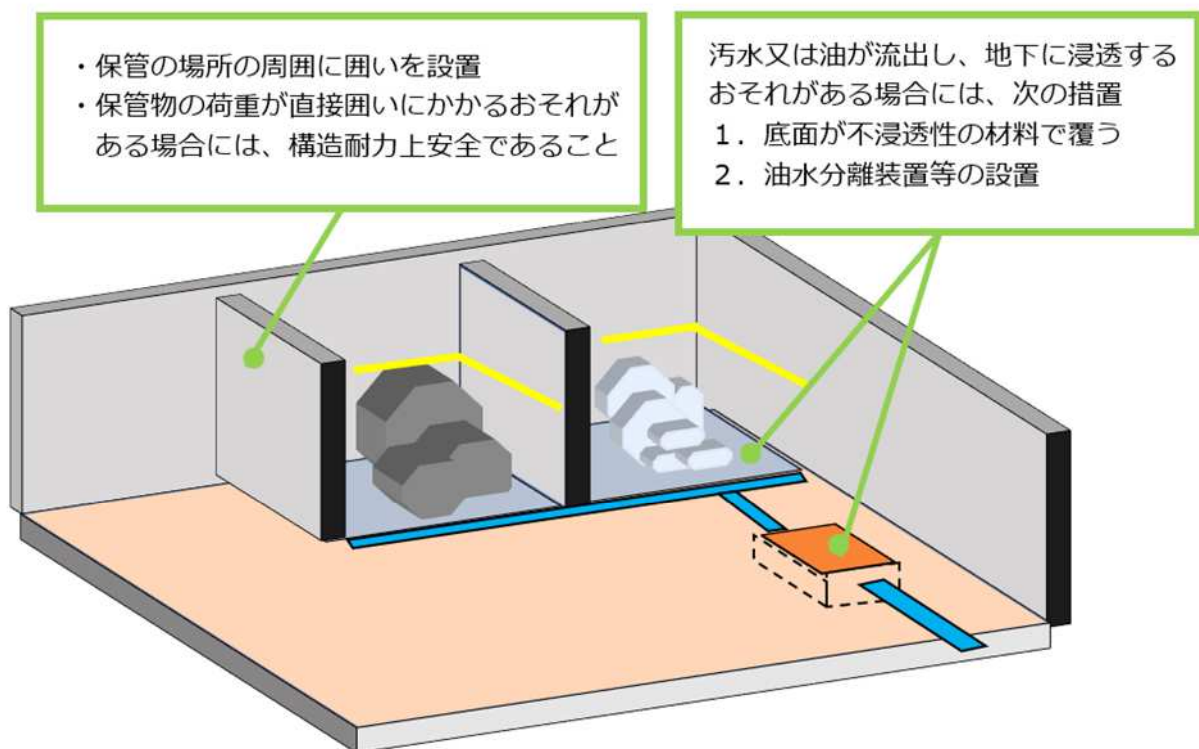
ア 保管の場所の周囲に囲いが設けられていること。

イ 保管物の荷重が、囲いに直接かかるおそれがある構造である場合には、構造耐力上安全であること。

ウ 汚水又は油が流出し、地下に浸透するおそれがある場合には、次に掲げる措置を講ずること。

1) 保管の場所の底面が不浸透性の材料で覆われていること。

2) 油水分離装置等の設備が設けられていること。



○ 許可の基準の詳細については審査基準をご確認ください。

(3) 申請者等の欠格要件

申請者は、次のいずれにも該当しないこと

イ	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
ハ	法、浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）その他生活環境の保全を目的とする法令で規則で定めるもの若しくはこの条例若しくはこれらの法令若しくはこの条例に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。第三十二条の三第七項及び第三十二条の十一第一項を除く。）の規定に違反したことにより、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者
ニ	法第七条の四第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項若しくは法第十四条の三の二第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項（これらの規定を法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項（第四号に係る部分を除く。）若しくは第二項の規定による許可の取消しを受け、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人（法第七条の四第一項第三号若しくは法第十四条の三の二第一項第三号（法第十四条の六において準用する場合を含む。）又は第二十一条第一項第三号に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知（この条例の規定による当該取消しの処分にあつては、埼玉県行政手続条例（平成七年条例第六十五号）第十五条の規定による通知。以下この号において同じ。）があつた日前六十日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準じる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号において同じ。）であつた者で当該取消しの日から五年を経過しないものを含む。）
ホ	法第七条の四若しくは法第十四条の三の二（法第十四条の六において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは浄化槽法第四十一条第二項又は第二十一条第一項若しくは第二項の規定による許可の取消し処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第七条の二第三項（法第十四条の二第三項及び法第十四条の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。へにおいて同じ。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から五年を経過しないもの
ヘ	ホに規定する期間内に法第七条の二第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出若しくは浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出又は第十五条の規定による廃業等の届出があつた場合において、ホの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは規則で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の規則で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの
ト	第十九条第二項の規定によりその事業の停止を命じられ、その停止の期間が経過しない者
チ	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
リ	その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるとに足りる相当の理由がある者
ヌ	営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）がイからリまでのいずれかに該当するもの
ル	法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの
ヲ	個人で規則で定める使用人のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの
ワ	暴力団員等がその事業活動を支配する者

《規則で定める使用人》

申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者

- 1 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 2 特定再生資源に係る契約を締結する権限を有する者を置く特定再生資源屋外保管事業場

欠格要件に該当する場合、提出された申請については許可することができません。また、既に許可を受けている場合にあつては、その許可も取消の対象となります。申請に際しては十分注意してください。

【3】申請書について

(1) 申請書様式

環境部産業廃棄物指導課のホームページからダウンロードできます。
(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0506/saiseisigen/20240712.html>)

(2) 添付書類一覧（詳細は、各許可申請書の注釈をご覧ください）

添 付 書 類	
条例第7条の規定による措置を講じたことを証する書面※注2	◎
事業計画の概要を記載した書類	◎
特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該事業場の位置図及び付近の見取図	◎
特定再生資源屋外保管事業場の土地の登記事項証明書及び公図の写し※注3	◎
特定再生資源屋外保管事業場の土地を使用する権原を有することを証明する書類	○
申請者の身分を証明する書類 法人：定款又は寄附行為、登記事項証明書※注3 個人：住民票の写し※注3	◎
申請者が条例第9条第1項第3号イからワまでの欠格要件に該当しない者であることを誓約する書面	◎
申請者の法定代理人の身分を証明する書類 法人：定款又は寄附行為、登記事項証明書、役員の住民票の写し※注3 個人：住民票の写し※注3	○
申請者が法人である場合、その役員の住民票の写し※注3	○
申請者が法人である場合、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者が確認できる書類（確定申告書別表2など）	○
申請者が法人である場合、株主又は出資者の身分を証明する書類 当該株主等が法人：登記事項証明書※注3 " 個人：住民票の写し※注3	○
第8条に規定する使用人がある場合、その者の住民票の写し※注3	○
標準作業書	◎

注1 「◎」は必須のもの。「○」は該当する場合に添付。

注2 更新許可申請時には、添付は不要。（変更許可申請時には必要。）

注3 住民票の写し（本籍記載のものでマイナンバーの記載がないもの。外国人にあっては、国籍等が記載されているもの）、登記されていないことの証明書、登記事項証明書等の公共機関が発行する書類は、原則として申請日前3月以内に発行された原本を正本1部に添付してください。

(3) 提出部数

○新規許可、変更許可…3部（申請者控え1部を含みます。）

○更新許可…2部（申請者控え1部を含みます。）

※特定再生資源屋外保管事業場を複数有する事業者の方については、提出部数が変わることがあります。

※申請者控えは受付後、申請者にお返しします。（控えはコピー可）

【4】申請手数料について

別紙「申請手数料の納付方法」により手数料を納付してください。

申請手数料は、次表のとおりです。

（令和7年1月1日現在）

許可の種類	手数料
新規許可申請	55,000円
更新許可申請	49,000円
変更許可申請	46,000円

【5】申請書の提出方法及び提出先について

(1) 申請書は、該当の場所へ持参してください。(郵送は受け付けていません。)

ア 新規許可、変更許可

埼玉県環境部産業廃棄物指導課審査担当

イ 更新許可

特定再生資源屋外保管事業場の所在地を管轄する環境管理事務所

(2) 申請書の提出等は予約制で受け付けています。来庁する際には、あらかじめ提出先に電話して予約を取ってください。予約がない場合、申請をお受けできない場合があります。

(3) 書類等に不備があった場合は、本県の指導に基づき補正してください。

(4) 行政機関の休日(土曜日、日曜日、祝祭日等)は、申請できません。

【6】使用前検査について

新規許可又は変更許可を受け、当該許可に係る特定再生資源保管事業場の設置が完了したときは、特定再生資源屋外保管事業場使用前検査申請書を提出し、使用前検査を受けてください。基準に適合していると認められた後でなければ使用できません。

【7】処分の指令書・許可証の交付について

(1) 指令書・許可証の交付日は、産業廃棄物指導課又は環境管理事務所から、電話等でお知らせします。

(2) 許可証等の受領時には、原則として申請者本人(法人にあっては代表者等)が来庁してください。

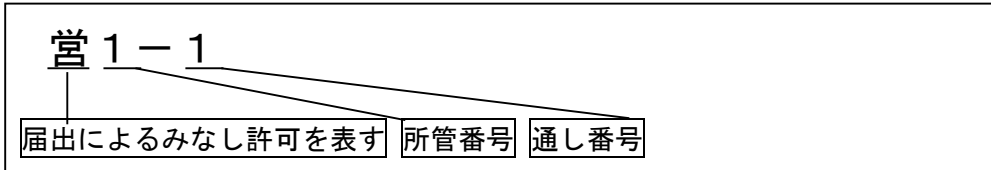
(3) 変更、更新の場合は、現在の許可証と交換になりますので、許可証を持参してください。

許可証等に記載されている許可番号について

★許可証等の右上には、許可番号※が附されています。

★営業届出によるみなし許可業者の場合

(許可証の交付はありませんが、許可番号等の通知を行います)



★新規許可業者の場合

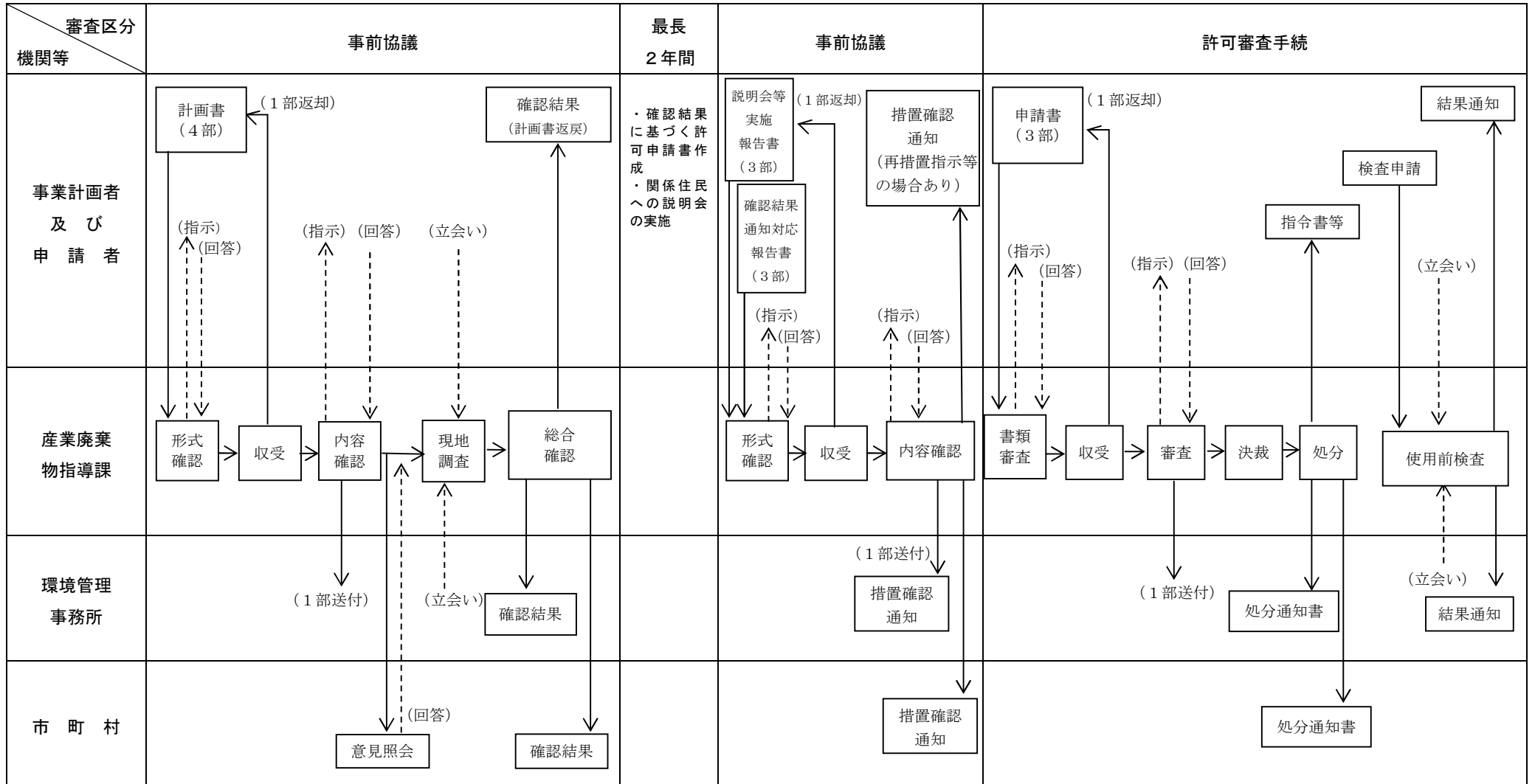


★所管番号

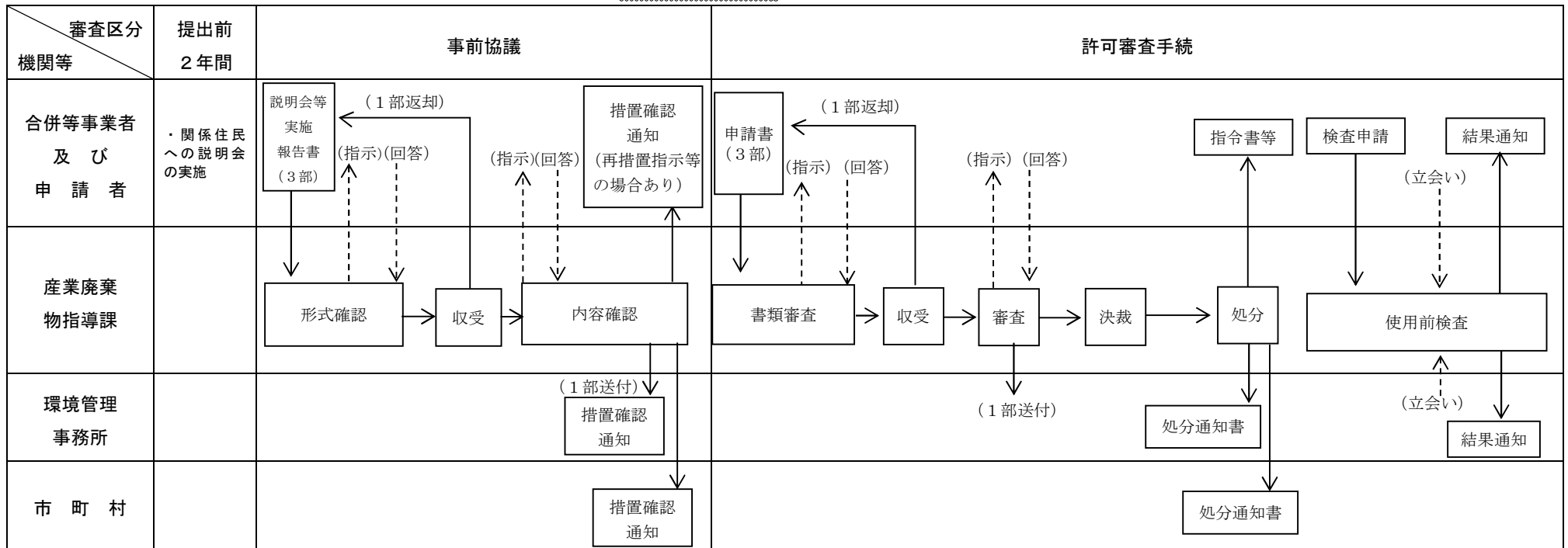
中央環境管理事務所	1	東部環境管理事務所	5
西部環境管理事務所	2	東松山環境管理事務所	6
秩父環境管理事務所	3	越谷環境管理事務所	7
北部環境管理事務所	4		

4 特定再生資源屋外保管業許可事務のフロー

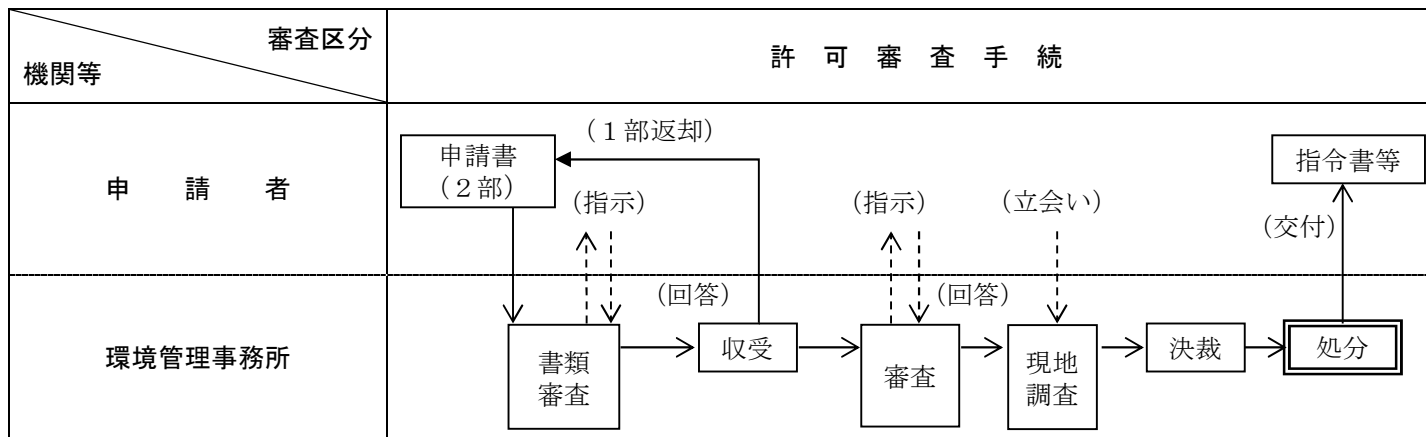
○特定再生資源屋外保管業の新規、変更許可申請（合併等事業者以外の場合）



○特定再生資源屋外保管業の新規、変更許可申請（合併等事業者の場合）



○特定再生資源屋外保管業の更新許可申請



IV 事業開始後

1 各種届出（窓口持参又は郵送。なお、窓口持参の場合は、事前に電話で予約して下さい。）

(1) 変更届出書

次表に示す事項について変更したときは、変更した日から30日以内に提出してください。

添付書類 変更事項	住民票の写し（本籍記載のもの）※⑨⑩	申請書第3面～5面※⑪	登記事項証明書	定款又は寄付行為の写し	代理人を証する書類	誓約書※⑩	付近の見取り図	埼玉県の許可証の写し※⑫	図面・設計計算書等※⑬	保管の場所及び破砕等の場所	保管の場所又は破砕等の場所概要	標準作業書
住所（個人の場合）※①	○	○					○	○				
所在地（法人の場合）※①		○	○				○	○				
事業場の面積※②								○	○	○	○	
氏名（個人の場合）	○	○						○				
名称（法人の場合）		○	○	○				○				
法人の組織（例：有限会社・株式会社）		○	○	○				○				
法定代理人※③	○	○	○		○	○		○				
役員（代表者、顧問等を含む）	○	○	○			○		○				
政令で定める使用人※④	○	○	○			○		○				
株主又は出資者が個人の場合※⑤	○	○				○		○				
株主又は出資者が法人の場合※⑤		○	○			○		○				
保管の場所の面積、保管物を積み上げる高さ※⑥								○	○	○	○	
破砕等の用に供する数量又は能力の変更※⑦								○	○	○	○	
標準作業書の変更※⑧												○
現場責任者の変更		○										○

- ※① 法人の事務所の所在地の変更にあつては、変更前後が確認できる登記事項証明書。
事業場の所在地の変更にあつては、変更許可を受ける必要あり。
- ※② 事業場の面積が増大する場合は、変更許可を受ける必要あり。
- ※③ 登記事項証明書は、法定代理人が法人の場合のみ必要。
- ※④ 登記事項証明書は、政令で定める使用人が登記事項証明書に記載されている場合のみ必要。
- ※⑤ 当該株主確認のため、確定申告書に添付した「同族会社等の判定に関する明細書（別表二）」等を添付。
- ※⑥ 保管の場所の面積、保管物を積み上げる高さが増大する場合は、変更許可を受ける必要あり。
- ※⑦ 数量又は処理能力を増大する場合は、変更許可を受ける必要あり。
- ※⑧ 当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が増大する場合は、変更許可を受ける必要あり。
- ※⑨ 本籍記載のあるもので、マイナンバーの記載のないもの。外国人にあつては、国籍等が記載されているもの。
- ※⑩ 住民票の写し、誓約書は該当者が追加になる場合のみ必要。
- ※⑪ 共通事項の該当事項のうち、申請書第3面～5面に記載されている事項を記入した書面で可。
- ※⑫ さいたま市、越谷市で特定再生資源屋外保管業の許可を取得している事業者で、許可証の書換えを伴う変更届を提出する場合、同市の許可証の写しも添付。
- ※⑬ 特定再生資源屋外保管事業場の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書。

(2) 事業の廃止

特定再生資源屋外保管業を廃止したときは、廃止した日から30日以内に、特定再生資源屋外保管業廃業等届出書を提出してください。

(3) 提出場所

特定再生資源屋外保管事業場の所在地を管轄する環境管理事務所

(4) 提出部数

2部（うち事業者控え1部）

V 罰則

許可を受けずに特定再生資源屋外保管業を行ったり、無届けで諸事項を変更したりした場合などには、罰則の規定の適用を受けます。

- (1) 無許可営業
必要な許可を受けずに、特定再生資源屋外保管業を行うこと。
1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金
 - (2) 無許可変更
特定再生資源屋外保管業者が許可に係る事項の変更の許可を受けずに変更すること。
1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金
 - (3) 無許可変更
 - (4) 特定再生資源屋外保管業廃業変更届出義務違反
特定再生資源屋外保管業者が、その業務を廃業又は諸事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をすること。
30万円以下の罰金
 - (5) 報告違反
特定再生資源屋外保管業者等が求められた報告をせず又は虚偽の報告をすること。
30万円以下の罰金
- ※ ほかに、使用前検査違反、命令違反などの行為に対しても罰則が適用されます。

VI その他

県に提出された文書は、次のとおり扱われます。

- (1) 文書の保存
埼玉県文書管理規則により、文書が保存されます。保存期間は、文書の種類により1年未満保存から11年以上保存まで区分されます。
- (2) 情報の公開
県の機関が保有している公文書は、埼玉県情報公開条例により、原則として公開の対象となります。

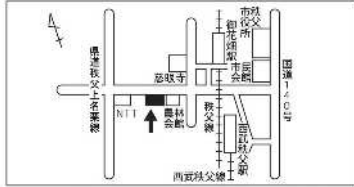
環境管理事務所

はここに 있습니다

身近な環境問題でお気付きの点がありましたら、お気軽にご相談ください。

● 埼玉県秩父環境管理事務所

〒368-0042 秩父市東町 29-20(秩父地方庁舎内)
電話 0494(23)1511 FAX0494(23)6679



秩父鉄道御花畑駅・西武秩父線西武秩父駅徒歩 5分

● 埼玉県東部環境管理事務所

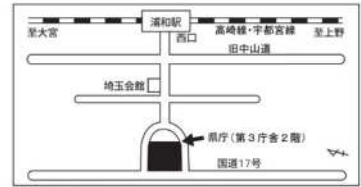
〒345-0025 杉戸町清地 5-4-10
電話 0480(34)4011 FAX0480(34)4785



東武伊勢崎線東武動物公園駅徒歩 20分

● 環境部産業廃棄物指導課

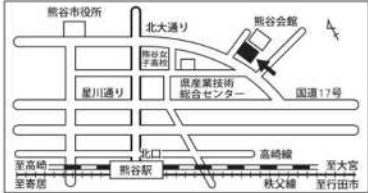
〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1
(第3庁舎2階)
電話 048(830)3125 FAX048(830)4774



高崎線・宇都宮線浦和駅徒歩 10分

● 埼玉県北部環境管理事務所

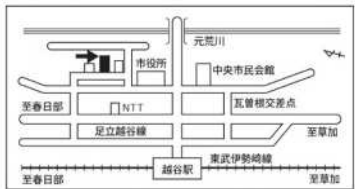
〒360-0031 熊谷市末広 3-9-1(熊谷地方庁舎内)
電話 048(523)2800 FAX048(526)3949



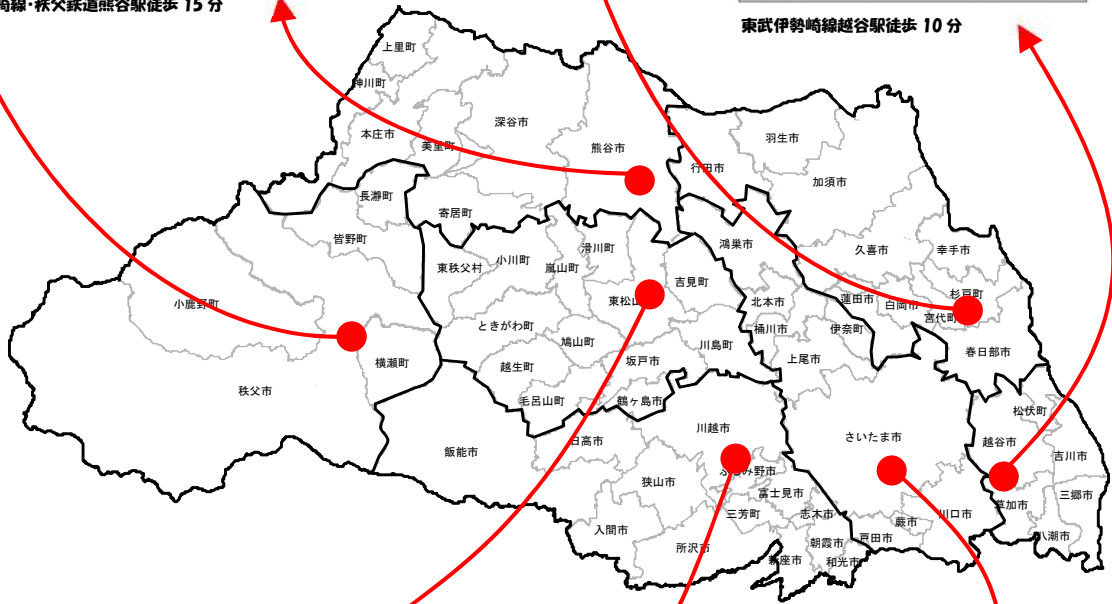
高崎線・秩父鉄道熊谷駅徒歩 15分

● 埼玉県越谷環境管理事務所

〒343-0813 越谷市越ヶ谷 4-2-82
(越谷合同庁舎内)
電話 048(966)2311 FAX048(966)5600



東武伊勢崎線越谷駅徒歩 10分



● 埼玉県東松山環境管理事務所

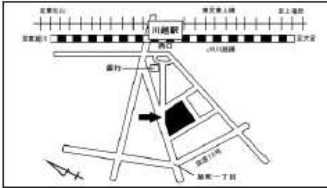
〒355-0024 東松山市六軒町 5-1(東松山地方庁舎内)



東武東上線東松山駅徒歩 20分

● 埼玉県西部環境管理事務所

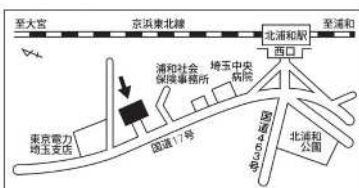
〒350-1124 川越市新宿町 1-17-17
(ウエスタ川越公共施設棟 4階)
電話 049(244)1250 FAX049(246)7885



川越線・東武東上線川越駅徒歩 5分

● 埼玉県中央環境管理事務所

〒330-0074 さいたま市浦和区北浦和 5-6-5
(浦和合同庁舎内)
電話 048(822)5199 FAX048(822)5139



京浜東北線北浦和駅徒歩 10分